国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則	国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則	
第 1 条~第 12 条 省 略	第1条~第12条 省 略 (現行どおり)	
(学位論文の保存) 第13条 学位授与の基礎となった論文(以下「博士論文」という。)の正本は、本学図書館に保存するものとする。 2 博士論文の副本2部のうち1部は国会図書館に送付し、他の1部は主指導教員の本務として在職する大学の修士講座又は附属施設で保存するものとする。	(学位論文の保存) 第13条 学位授与の基礎となった論文(以下「博士論文」という。)の正本は、本学図書館に保存するものとする。 2 前項に規定する博士論文の正本は電子データによるものとし、併せて副本1部を印刷製本し研究科において保存するものとする。	
第14条 省 略	第14条 省 略 (現行どおり)	
附則省略	附 則 省 略 (現行どおり)	
	附 則(平成 25 年 10 月 28 日 連規則第 1 号) この規則は、平成 25 年 10 月 28 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。	
別表省略	別表 省 略 (現行どおり)	
別紙様式 1~3 省 略	別紙様式1~3 省 略(現行どおり)	